

# NPO法人の財政実態と会計的課題

—「NPO法人財務データベース」構築への取組みから—

山内 直人 大阪大学大学院教授

馬場 英朗 公認会計士

石田 祐 (財)ひょうご震災記念21世紀研究機構

キーワード：NPO ディスクロージャー データベース Form 990 ガイドスター  
会計基準

## 要 旨

1998年に特定非営利活動促進法が施行されて以来、NPO法人の認証累計数は3万を超えているが、その財政実態は十分に把握されていない。そこで大阪大学の研究グループでは、アメリカのNPO財務データベースである「ガイドスター」なども参考にしながら、全国のNPO法人が提出した財務諸表（2003年度12,509団体）を入手し、データベース化するプロジェクトに取り組んでいる。その結果、NPO法人の収入総額は1,974億円、平均収入額は1,580万円であり、60%の団体では収入規模が500万円未満であること、19%の団体が債務超過であることが判明した。また、人件費総額や役員との取引といった重要な情報が開示されず、38%の団体では貸借対照表と収支計算書の整合性が確保されないなど、NPO法人の会計課題も明らかとなった。さらに、物品やサービスによる寄付に関する会計基準や、営業譲渡や株式会社化による営利転換に対する規制も必要である。

- I 研究の目的
- II データベースの項目及び特徴
- III NPO法人の財政状態
- IV 会計基準への示唆
- V 今後の展望と課題

# NPO法人の財政実態と会計的課題

—「NPO法人財務データベース」構築への取組みから—

## I 研究の目的

1998年12月に特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）が施行されて以来、2007年4月末累計で31,362団体が、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）の認証を受けている（内閣府Website）。NPO法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書（以下、事業報告書等）はすべて所轄庁（内閣府・都道府県等）で一般に公開されているが、これらの情報は紙ベースで提供される場合が多く、実際にはあまり活用されていない<sup>(1)</sup>。

また、NPO法人の情報を収集するその他の方法としては、「NPOポータルサイト」（内閣府Website）や「NPO広場」（日本NPOセンターWebsite）、「NPORT」（NPOサポートセンターWebsite）などがある。しかし、これらのウェブサイトには、NPO法人の名称や事業内容等が掲載されているが、財務情報は全く登録されていないか、個別団体が自主的に登録した情報が公開されているだけである。

そのほかにも、経済産業研究所Websiteなどによるアンケート調査が行われているが、NPO法人の全体的な財政実態を把握することは難しい。そこで我々の研究グループでは、全国のNPO法人が提出した2003年度におけるすべての財産目録、貸借対照表及び収支計算書（以下「会計書類」という。）をデータベース化し、インターネットで公開する取組みを行っている（NPO法人財務データベース作成委員会Website<sup>(2)</sup>）。本稿では、このプロジェクトによって明らかになったNPO法人の財政実態について報告するとともに、作業の過程で認められたNPO法人の会計上の課題について検討を行う。

## II データベースの項目及び特徴

非営利組織の財務データベースとして世界的に有名なものに、アメリカの「ガイドスター」（Philanthropic Research, Inc. Website）がある。ガイドスターは、フィランソロピック・リサーチというパブリック・チャリティ（501(c)(3)税制優遇団体）が運営するウェブサイトであり、約100万団体のチャリティに関する情報（年間のForm 990処理数40

万件) が登録されている。<sup>(3)</sup>

図表1 NPO法人財務データベースとガイドスターの比較

		NPO法人財務データベースに公開されている項目		ガイドスターに公開されている項目		Form 990 (2006年度) に記載が求められている項目	
基本情報	名称		名称		左記に加え、主要な役員・スタッフ等との間で行われた関連当事者取引(貸付け・報酬・退職給付など)について記載する。		
	認証年月日		設立年				
	主たる事務所の所在地		住所、連絡先、ホームページ、e-mail				
	定款に記載された目的		ミッション、事業内容、目標、成果など				
	活動分野		活動分野				
		役員・スタッフ(専従・非常勤)・ボランティアの数					
貸借対照表	資産合計	流動資産	現金預金	資産合計	現金同等物、売掛金、未収補助金、未収金、棚卸資産、有価証券、投資、固定資産、その他	14個の資産項目(現金、預金、売掛金、未収金、未収補助金、関係者貸付金、貸付金、棚卸資産、前払費用、有価証券、投資不動産、その他投資、有形固定資産、その他)に区分する。	
		固定資産					
	負債合計	流動負債	借入金 金融機関 その他	負債合計	未払金、未払補助金、繰延収益、借入金、免税債、その他		6個の負債項目(未払金、未払補助金、繰延収益、関係者借入金、免税債、その他)に区分する。
		固定負債					
正味財産合計		正味財産合計		使途非拘束、一時使途拘束、永久使途拘束に区分する。			
財務情報	経常収入合計	入会金・会費		収入合計	寄付金	11個の収入項目(寄付・補助金(行政・その他)、事業収入、会費、受取利息、配当金、賃貸料、その他投資収益、資産売却収入、特別利益、物品販売、その他)に区分する。	
		寄付金			事業収入、物品販売		
		事業収入			行政補助金		
		補助金・助成金	行政				
			その他				
	その他経常収入		投資、特別利益、その他				
	経常支出合計	事業費		支出合計	事業費	税制優遇の基準を満たすことを明らかにするために、免税対象事業の目的や顧客数などについて詳細に記載する。	
		管理費	役員報酬		管理費		
			租税公課				
	その他経常支出		その他				
正味財産増減	当期正味財産増加額		当期正味財産増加額		当期正味財産増加額		
	前期繰越正味財産				前期繰越正味財産		
	経常収支差額				その他の正味財産増減額		
	当期収支差額				正味財産合計		

アメリカでは、税制優遇を受ける団体は総収入が2万5,000ドルを超える場合、Form 990またはForm 990-EZ（総収入10万ドル未満かつ総資産25万ドル未満）を内国歳入庁（Internal Revenue Service：IRS）に提出する必要がある。図表1に示す項目を一定の書式に従って記載しなければならない。そして、Form 990は一般にも公開されており、ガイドスターからも参照できるようになっているため、ガイドスターを利用すれば、非営利組織に関するかなり詳細な財務情報を入手することができる<sup>(4)</sup>。

他方、日本では、各所轄庁が経済企画庁〔1999〕を参考に事業報告書等の雛形を示しているが、NPO法人は独自の様式を採用することもできるため、団体間で比較可能な財務情報を入手することが難しい。そのため、NPO法人財務データベースでは、借入金収入や固定資産取得支出、前期繰越収支差額など、通常の簿記会計では収入や支出に含まない項目が経常収入及び経常支出に計上されている場合は、これらを除外することにより、可能な限り共通した財務情報を提供するように配慮している<sup>(5)</sup>。

ただし、本データベースでは、ガイドスターが提供しているような、資産や負債、事業費や管理費などの詳細な内訳を把握することはできない。また、NPO法人の事業報告書等には、事業の目標や成果、役員・スタッフ及びボランティアの数、役員やスタッフとの間で行われた関連当事者取引などに関する情報が求められていないため、本データベースによって入手できる情報は、ガイドスターと比較すれば限定されたものとなっている。

### Ⅲ NPO法人の財政状態

#### 1 収入構造

前節で述べたとおり、NPO法人財務データベースが提供する情報には限界もあるが、これを活用すれば、今まで把握できなかったNPO法人の全体的な財政構造を明らかにできる。本データベースによれば、2003年12月以前に認証された12,509団体の特定非営利活動に係る収入総額は1,974億円で、収入規模の分布は図表2に示すとおりであった<sup>(6)</sup>。

NPO法人は、一般に言われるとおり小規模団体が多く、収入額500万円未満の団体が60.1%（うち100万円未満35.8%）を占める。また、平均収入額は1,580万円に過ぎず、複数の専従職員を雇用できる3,000万円以上の収入がある団体は12.6%にとどまる<sup>(7)</sup>。そして、NPO法人には寄付・助成等の支援が多く行われるイメージがあるが、図表3によると総収入のうち、補助金・助成金は11.3%、寄付金は8.9%、入会金・会費は7.6%を占めるに過ぎず、実際には66.5%を占める事業収入が最大の資金源となっている。

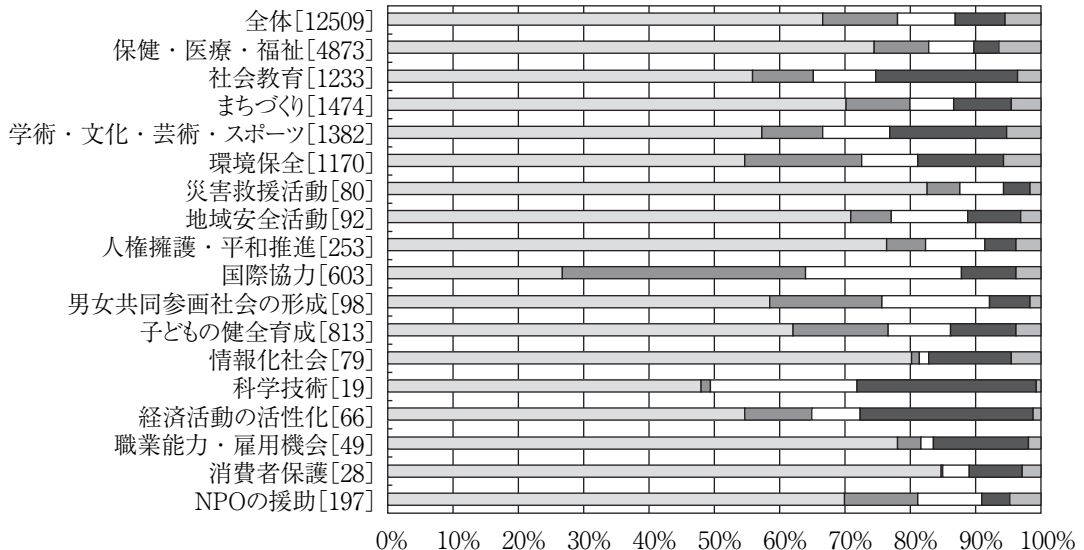
ただし、NPO法人の場合、行政からの委託事業を事業収入ではなく、補助金収入に計

図表2 主な活動分野別に見た収入規模の分布

	法人数	百万円未満	百万円以上5百万円未満	5百万円以上1千万円未満	1千万円以上3千万円未満	3千万円以上5千万円未満	5千万円以上1億円未満	1億円以上	収入金額：中央値(千円)	収入金額：平均値(千円)	経済産業研究所：平均値(千円)
全体	12,509	35.8%	24.3%	11.2%	16.1%	5.7%	4.4%	2.5%	2,686	15,800	22,852
保健・医療・福祉	4,873	29.1%	20.1%	10.5%	19.8%	9.1%	7.4%	4.0%	5,312	22,000	29,289
社会教育	1,233	45.3%	25.7%	9.1%	12.7%	3.1%	2.4%	1.8%	1,402	13,300	46,353
まちづくり	1,474	43.1%	28.6%	10.0%	12.1%	3.1%	2.3%	0.9%	1,463	8,220	6,656
学術・文化・芸術・スポーツ	1,382	36.1%	29.5%	12.5%	14.6%	3.5%	2.2%	1.5%	2,206	9,624	12,049
環境保全	1,170	45.6%	25.0%	11.1%	13.6%	2.6%	1.5%	0.7%	1,277	7,129	8,644
災害救援活動	80	46.3%	31.3%	6.3%	7.5%	3.8%	2.5%	2.5%	1,074	24,200	5,104
地域安全活動	92	46.7%	21.7%	9.8%	13.0%	4.3%	2.2%	2.2%	1,332	14,200	3,971
人権擁護・平和推進	253	35.6%	27.7%	10.3%	14.2%	5.5%	3.2%	3.6%	2,166	31,700	19,513
国際協力	603	38.8%	27.7%	13.3%	11.3%	3.2%	3.5%	2.3%	1,980	21,800	68,800
男女共同参画社会の形成	98	21.4%	34.7%	16.3%	16.3%	5.1%	4.1%	2.0%	4,103	12,300	2,906
子どもの健全育成	813	27.8%	25.8%	17.3%	19.2%	4.3%	3.6%	2.0%	4,071	12,800	18,815
情報化社会	79	43.0%	36.7%	6.3%	10.1%	2.5%	1.3%	0.0%	1,510	4,772	13,231
科学技術	19	52.6%	15.8%	15.8%	15.8%	0.0%	0.0%	0.0%	710	4,523	17,278
経済活動の活性化	66	53.0%	30.3%	7.6%	7.6%	1.5%	0.0%	0.0%	896	3,099	11,115
職業能力・雇用機会	49	57.1%	14.3%	14.3%	12.2%	0.0%	0.0%	2.0%	652	6,326	4,615
消費者保護	28	60.7%	28.6%	3.6%	3.6%	3.6%	0.0%	0.0%	500	3,345	11,600
NPOの援助	197	31.5%	16.2%	15.7%	18.3%	10.7%	6.1%	1.5%	5,485	15,200	21,272

図表3 主な活動分野別に見た収入構造

□ 事業収入 ■ 補助金・助成金収入 □ 寄付金収入 ■ 入会金・会費収入 □ その他



上しているケースもあり、団体間での比較可能性が阻害されている。また、FASB [1993]の会計基準によれば事業収入に含まれるような、対価性が高いスポーツ・クラブの会費や、反対給付を要すると予想される製薬会社や建設会社からの多額な寄付金などが、会費収入や寄付金収入に含まれているケースもある。さらに、現物やサービスによる寄付は、ほとんどの団体において収支計算書に反映されておらず、受託責任が適切に表示されないという課題もあり、収入の計上基準を明確にする必要がある<sup>(8)</sup>。

## 2 支出構造

非営利目的であっても、組織を運営して活動を継続するためには、事務管理等の間接業務が生じる。しかし、NPO法人の場合、このような間接費の必要性が認識されておらず、行政からの委託事業などにおいて、十分なコストを回収できないことが問題となっている(愛知県県民生活部 [2007a])。図表4によると、NPO法人であっても、事業費の39.9%に相当する管理費を必要としていることが判明した。

図表4 事業費と管理費の割合

	法人数	管理費／ 事業費比率	事業費・管理費の処理状況				
			事業費あり 管理費あり	事業費あり 管理費なし	事業費なし 管理費あり	その他の 支出のみ	支出ゼロ
全 体	12,509	39.9%	71.7%	6.5%	7.9%	5.3%	8.6%
保健・医療・福祉	4,873	37.8%	69.7%	6.8%	7.4%	6.9%	9.1%
社会教育	1,233	47.0%	71.5%	6.1%	8.6%	4.2%	9.6%
まちづくり	1,474	41.9%	72.0%	5.2%	9.3%	5.0%	8.5%
学術・文化・芸術・ スポーツ	1,382	36.2%	75.2%	6.7%	6.9%	4.0%	7.2%
環境保全	1,170	52.8%	70.7%	6.7%	10.0%	3.4%	9.2%
災害救援活動	80	16.3%	73.8%	8.8%	7.5%	1.2%	8.8%
地域安全活動	92	25.9%	69.6%	4.3%	17.4%	2.2%	6.5%
人権擁護・平和推進	253	99.0%	72.3%	6.3%	9.5%	5.6%	6.3%
国際協力	603	31.9%	73.1%	6.8%	6.8%	3.7%	9.6%
男女共同参画社会の 形成	98	32.1%	85.7%	3.1%	4.1%	3.0%	4.1%
子どもの健全育成	813	34.4%	77.7%	6.6%	3.7%	5.4%	6.5%
情報化社会	79	26.6%	68.4%	7.6%	17.7%	2.5%	3.8%
科学技術	19	47.0%	73.7%	0.0%	21.1%	0.0%	5.3%
経済活動の活性化	66	74.7%	66.7%	3.0%	16.7%	1.5%	12.1%
職業能力・雇用機会	49	54.4%	69.4%	4.1%	8.2%	2.1%	16.3%
消費者保護	28	15.9%	46.4%	17.9%	25.0%	0.0%	10.7%
NPOの援助	197	34.2%	73.1%	7.1%	7.1%	6.6%	6.1%

ただし、NPO法人の場合、コストに関する考え方が明確になっていないため、事業費と管理費の区分が正確になされず、すべての支出項目を管理費として計上している団体もある。事業費と管理費の区分方法を整理し、原価計算基準を整備する必要がある。

### 3 財務的生存力

NPO法人の正味財産残高（純財産）を見てみると、図表5のとおり、67.8%が100万円未満であり、そのうち19.1%が債務超過であった。他方、純財産が1,000万円以上の団体は7.8%にとどまり、NPO法人の財政基盤は非常に脆弱である。そのため、NPO法人が将来のために戦略的な投資を行うことは困難であり、またリスクに対する備えも不十分であることから、財務的生存力については大きな不安を抱えている状態である。

図表5 主な活動分野別に見た正味財産規模の分布

	法人数	△1千万 円未満	△1千万 円以上0 円未満	0円以上 百万円未 満	百万円以 上1千万 円未満	1千万円 以上5千 万円未満	5千万円 以上1億 円未満	1億円 以上
全 体	12,509	0.9%	18.2%	48.7%	24.6%	6.6%	0.7%	0.5%
保健・医療・福祉	4,873	0.8%	18.9%	38.7%	30.4%	9.8%	0.9%	0.4%
社会教育	1,233	1.3%	17.8%	56.2%	19.1%	4.2%	0.5%	0.9%
まちづくり	1,474	0.6%	17.4%	57.5%	20.5%	3.3%	0.3%	0.3%
学術・文化・芸術ス ポーツ	1,382	0.9%	20.6%	52.5%	19.8%	4.8%	0.8%	0.6%
環境保全	1,170	0.9%	16.6%	57.8%	21.2%	3.1%	0.2%	0.3%
災害救援活動	80	1.3%	15.0%	56.3%	20.0%	7.5%	0.0%	0.0%
地域安全活動	92	2.2%	16.3%	51.1%	20.7%	8.7%	1.1%	0.0%
人権擁護・平和推進	253	1.6%	13.8%	49.0%	25.3%	8.7%	0.8%	0.8%
国際協力	603	0.7%	15.8%	52.4%	21.7%	7.6%	0.8%	1.0%
男女共同参画社会の 形成	98	0.0%	18.4%	50.0%	21.4%	8.2%	0.0%	2.0%
子どもの健全育成	813	0.9%	18.3%	52.9%	22.3%	4.9%	0.5%	0.2%
情報化社会	79	0.0%	20.3%	55.7%	22.8%	1.3%	0.0%	0.0%
科学技術	19	0.0%	21.1%	47.4%	26.3%	5.3%	0.0%	0.0%
経済活動の活性化	66	0.0%	24.2%	57.6%	18.2%	0.0%	0.0%	0.0%
職業能力・雇用機会	49	0.0%	22.4%	65.3%	10.2%	2.0%	0.0%	0.0%
消費者保護	28	0.0%	7.1%	82.1%	10.7%	0.0%	0.0%	0.0%
NPOの援助	197	1.5%	13.7%	50.8%	28.9%	4.6%	0.5%	0.0%

ただし、NPO法人の場合、現金主義を採用する団体も少なくなく、また会計処理の信頼性が低い団体も多く存在することから、正味財産の金額自体の正確性に問題が認められる。図表6によれば、旧公益法人会計基準における一取引二仕訳を要する固定資産や固定

負債がある団体の場合、54.6%が貸借対照表と収支計算書との関連で正味財産が整合しない状態であり、正規の簿記の原則（NPO法第27条第2号）に基づく検証機能が著しく阻害されている。

しかし、このような不整合が生じる原因を、NPO法人の努力不足だけに帰することは適切ではない。各所轄庁のウェブサイト（2007年3月15日時点）を調査したところ、21の所轄庁では単式簿記を採用する団体が多いことに配慮して、現金主義的に「資金収支計算」のみを記載する収支計算書を採用している（図表8：左側）。しかし、貸借対照表には固定資産や借入金の記載を求めており、発生主義的な会計処理を採用しているため、このように簡略化した書式を採用する所轄庁では、図表7のとおり、平均で41.3%の不整合が生じており、収支計算書の記載方法に大きな混乱が生じている。

他方、経済企画庁〔1999〕に準拠して、「正味財産増減計算」まで記載する収支計算書（図表8：右側）を採用している所轄庁では、不整合は平均で24.7%にとどまる。さらに、不整合の割合が1割程度に抑えられている所轄庁もあり、NPO法人に対する指導方針や支援体制の有無によって、会計書類の信頼性に大きな差異が生じている。

図表6 貸借対照表と収支計算書が整合しない団体の割合

資産・負債項目	必要となる会計処理	団体数	不整合	割合
現預金以外に資産・負債なし	現金主義（単式簿記）	1,003	88	8.8%
流動資産・流動負債がある	発生主義（複式簿記）	6,128	1,688	27.5%
固定資産・固定負債がある	発生主義（旧公益法人会計基準）	5,378	2,935	54.6%
		12,509	4,711	37.7%

図表7 所轄庁別に見た不整合の割合

「資金収支計算」のみを収支計算書に記載する所轄庁（図表8：左側）							
宮崎県 61.3%	千葉県 48.6%	秋田県 43.1%	岡山県 36.5%	鳥取県 33.3%	香川県 29.1%		
神奈川県61.1%	宮城県 46.2%	静岡県 42.0%	島根県 34.8%	鹿児島県33.3%			
栃木県 50.3%	大阪府 44.5%	京都府 39.9%	山口県 33.9%	新潟県 32.9%			
埼玉県 49.4%	広島県 44.3%	群馬県 37.0%	三重県 33.3%	岐阜県 32.0%	平均	41.3%	
「正味財産増減計算」まで収支計算書に記載する所轄庁（図表8：右側）							
東京都 42.0%	福岡県 31.6%	北海道 28.8%	愛知県 21.1%	佐賀県 13.6%			
愛媛県 37.1%	滋賀県 30.3%	福島県 25.9%	兵庫県 20.5%	徳島県 13.3%			
熊本県 35.9%	石川県 29.9%	山形県 25.0%	和歌山県20.0%	青森県 13.2%			
大分県 34.4%	高知県 29.4%	岩手県 24.8%	長野県 19.0%	富山県 11.7%			
内閣府 33.6%	長崎県 29.3%	茨城県 22.9%	奈良県 18.5%	福井県 4.7%	平均	24.7%	
収支計算書の雛型を確認できなかった所轄庁							
沖縄県 50.0%	山梨県 42.3%				全体	37.7%	



図表8 収支計算書の記載例

「資金収支計算」のみを記載する例  
(神奈川県 の書式を一部加工)

科 目	金 額
I 収入の部	
1 入会金・会費収入	
① 入会金	
② 年会費	
2 事業収入	
① ○○に関する事業収入	
ア ○○○○事業収入	
○○料	
イ ○○○○事業収入	
○○料	
② ○○に関する事業収入	
ア ○○○○事業収入	
○○料	
③ ○○に関する事業収入	
ア ○○○○事業収入	
○○料	
3 寄付金	
4 助成金	
5 ○○収入	
6 繰入金収入	
当期収入合計(A)	
前期繰越収支差額	
収入合計(B)	
II 支出の部	
1 事業費	
① ○○に関する事業費	
ア ○○○○事業費	
○○費	
イ ○○○○事業費	
○○費	
② ○○に関する事業費	
ア ○○○○事業費	
○○費	
③ ○○に関する事業費	
ア ○○○○事業費	
○○費	
2 管理費	
○○費	
○○費	
○○費	
3 予備費	
当期支出合計(C)	
当期収支差額(A) - (C)	
次期繰越収支差額(B) - (C)	

「正味財産増減計算」まで記載する例  
(内閣府 の書式を一部加工)

科 目	金 額	
(資金収支の部)		
I 経常収入の部		
1 入会金・会費収入		
入会金収入	×××	
会費収入	×××	×××
2 事業収入		
○○事業収入	×××	×××
3 □□□□		
.....	×××	×××
経常収入合計		×××
II 経常支出の部		
1 事業費		
○○事業費	×××	×××
2 管理費		
□□費	×××	
▽▽料	×××	×××
3 ☆☆支出		
※※支出	×××	×××
経常支出合計		×××
経常収支差額		×××
III その他資金収入の部		
1 □△□△	×××	×××
2 その他の事業会計から繰入		×××
その他資金収入合計		×××
IV その他資金支出の部		
1 ▽△▽△	×××	×××
その他資金支出合計		×××
当期収支差額		×××
前期繰越収支差額		×××
次期繰越収支差額		×××
(正味財産増減の部)		
V 正味財産増加の部		
1 資産増加額		
当期収支差額(再掲)		×××
.....		×××
2 負債減少額		
.....		×××
増加額合計		×××
VI 正味財産減少の部		
1 資産減少額		
.....		×××
2 負債増加額		
.....		×××
減少額合計		×××
当期正味財産増加額		×××
前期繰越正味財産額		×××
当期正味財産合計		×××

## IV 会計基準への示唆

これまで述べてきたとおり、我々のNPO法人財務データベース作成の過程でNPO法人会計に関する様々な問題点が認められた。そこで今後、NPO法人の会計基準を検討するに当たって考慮すべき事項をまとめると、以下のようになる。

### (1) 小規模団体に対する軽減措置

NPO法人には小規模団体が多いため、旧公益法人会計基準をベースとした各所轄庁の雛型は複雑すぎるという批判もあり、実際に記載誤りが多発している。他方、アメリカでは、Form 990の提出が求められるのは総収入が25,000ドルを超える団体であり、またイギリスでは、一定の条件を満たす小規模団体に対して現金主義の適用が認められている（城多 [2003a]）。日本でも、小規模団体の会計処理に関する考え方を整理し、現金主義の適用を認めるなど、何らかの負担軽減措置を設ける必要があると思われる。

### (2) 収支計算書の見直し

2006年4月に導入された新しい公益法人会計基準では、旧来の収支計算書を見直すとともに、企業会計やアメリカのNPO会計基準との整合性にも配慮して、正味財産増減計算書（ストック式を廃し、フロー式に統一した。）を採用することとした。しかし、NPO法人の場合、現在も旧公益法人会計基準をベースとしているため、前節で指摘したとおり、資金収支概念に対する理解不足もあり、収支計算書の記載方法に大きな混乱が生じている。NPO法人においても、会計書類の体系を抜本的に見直すべきである<sup>(11)</sup>。

### (3) 収入項目及び支出項目の範囲の明確化

NPO法人の収入は大まかに、入会金・会費収入、寄付金収入、事業収入、補助金・助成金収入、その他の収入に区分できるが、先に指摘したとおり、対価性の高い会費及び寄付金や、行政からの委託事業等について、団体によって区分の方法が異なり、比較可能性が阻害されている。

また、支出についても、事業費、管理費、その他の支出に区分している団体が多いが、このような機能別分類を行うことなく費目別に計上したり、すべての支出を管理費として処理する団体もあり、コスト構造を正確に把握することができない。会計基準を整備し、各々の収入及び支出に含めるべき項目の範囲を明確に示す必要がある。

### (4) 注記情報の充実

団体への寄付を考える人にとって、人件費総額や有給スタッフの数、役員等の関連当事者との間で行われた取引は重要な情報である。また、公の資金による受託責任を示すため

には、行政からの委託事業や補助金、介護保険制度による収入額を明らかにする必要がある。さらに、社会から受けた付託を明確に示すためには、役員からの寄付と一般から受け入れた寄付を区別して表示すべきである。しかし、現状の事業報告ではこのような情報が提供されず、利害関係者の意思決定有用性が損なわれているため、注記情報によって補足を行うことが望ましいと考えられる。

#### (5) 寄付の会計処理

アメリカのNPO会計基準では、物品やサービスによる寄付も公正価値によって評価すべきとしており、現物寄付であっても寄付金収入や受贈益が認識される。また、市場価格を下回る金額で事務所を借りたり、水道や電気代を第三者に負担してもらうような場合も、賃借料や水道光熱費と寄付金収入が両建てで計上される。さらに、ボランティアに関しても、特別な熟練を要するサービス（公認会計士、医者、弁護士、教員など）であり、本来購入する必要があるものについては、寄付として認識すべきことが定められている（FASB [1993]）。

日本では、このような寄付に関する実務は定着しておらず、ほとんどの団体において会計処理が行われていないが、受託責任の明確化や、寄付者やボランティアに対する謝意を示すためには有効な方法であり、導入を検討すべきである。また、このような寄付会計の実務が定着すれば、成道 [2005] が主張するように認定NPO法人のパブリック・サポート・テストにおいて、寄付金収入割合に含めることも考えられ、現物寄付やボランティアを多く受け入れる団体に税制優遇を適用する道が開ける可能性もある。

#### (6) 営利行為の脱法防止

NPO法人の会計書類を見ると、少数ではあるが、役員や株式会社に対して多額の貸付けを行ったり、外注委託費を支払っているケースがある。また、介護保険事業などでは、事業所を株式会社に営業譲渡したり、団体全体を株式会社に組織変更するケースも生じているが、このような情報を事業報告から得ることはできない。

しかし、このような取引を無条件に認めると、利益分配の脱法行為に悪用される恐れがあるため、アメリカではFASBの会計基準によって関連当事者取引の情報を開示するとともに、一定の支配・従属関係が認められる場合には、NPOであっても連結財務諸表を作成することが求められる。また、NPOの営業譲渡や営利転換については、「適正な市場価格」で取引が行われているか、政府による規制・監督が行われている（Goddeeris and Weisbrod [1999]）。日本においても、会計基準のみならず、法制度上の整備を進めることも併せて検討する必要がある。

## (7) 会計チェック体制の整備

NPO法人の場合、外部監査は求められておらず、適正な会計を担保する仕組みは監事による内部監査しかない。しかし、実際には十分な会計スキルを持たない監事が多く、内部監査が有効に機能していないため、現状でも多くの記載誤りが会計書類に生じている。したがって今後、詳細な会計基準を定めても、それを徹底させることは容易ではない。

そのため欧米では、一定規模の団体に外部監査が導入されているが、日本でもそのような仕組みを検討すべきであろう<sup>12)</sup>。ただし、NPO法人は小規模団体が多く、大多数の団体にとって、外部監査を導入することはコスト面から現実的ではない。会計専門家等の協力も得ながら、行政と市民が協力して第三者委員会を設置するなど、NPO法人の会計書類をチェックする仕組みを整備することも考えられる。

## V 今後の展望と課題

NPO法人の財政状態については、「寄付や補助金を多く受け取っている」、「ボランティアで活動するために人件費は必要ない」などの誤解も多く、NPO法人の財務情報を広く社会に知ってもらう努力が必要となっている。NPO法人財務データベースの取組みはその第一歩であり、将来的にはアメリカのガイドスターのように、非営利組織に寄付をしたり、協働したいと望む個人や企業などが、広く情報収集できるような仕組みを整備できればよいと考えている。

ただし、先述のとおり、現在のNPO法人の事業報告書等には、行政から得た資金や人件費総額、関連当事者取引などの情報が開示されていないため、本データベースではこれらの項目を提供することができず、情報の有用性という点で課題は多い。今後、NPO法人の会計基準が整備されて公開される情報が増えれば、提供する情報項目を拡充することも検討したい。

また、今回は2003年度（NPO法施行後5年目）というNPO法人の誕生期における財務データを収集したが、将来的にも継続してデータを蓄積し、NPO法人の成長期・発展期における財政状態の推移を把握する必要がある。しかし、NPO法人の事業報告書等は紙ベースで提供されるケースが多く、資料の収集とデータの入力に多大な作業が必要となるため、引き続き情報を更新できるか不透明な状態である。

各地の中間支援組織等にも協力を呼び掛けて、この取組みを継続したいと考えているが<sup>13)</sup>、各所轄庁においても情報利用者の利便性に配慮し、電子ファイリングや電子公開を進めることが期待される。

付記：「NPO法人財務データベース」は、平成17年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）データベース課題番号178058の助成を受けている。

## [注]

- (1) NPO法人の事業報告書等をインターネット上で公開しているのは、2007年4月11日時点で、内閣府、千葉県、神奈川県、長野県、静岡県、三重県、京都府、鳥取県、香川県、高知県、大分県の11所轄庁のみであった。ただし、これらの所轄庁では、PDFに取り込んだ書類をそのまま公開しているため、財務データを集計したり、比較することは容易ではない。
- (2) 国民生活審議会総合企画部会 [2007] では、NPO法人が「人材面や資金面で外部からの支援や参加を受ける」ためにデータベースを整備すべきであるが、相当な費用が掛かることから、立ち上げ期は行政と民間が協力し、長期的には民間主導で運営することが望ましいとしている。今回の我々の取組みは、科学研究費補助金を受けて独自に行ったものであるが、今後、行政や他の民間主体との協力も検討したいと考えている。
- (3) 公益法人協会 [2007] によると、フィランソロピック・リサーチはフォード、メロン、ケログ、ロックフェラー等の財団から支援を受けており、年間予算は約800万ドルである。また、イギリスにおいてガイドスターUKを設立し、インド、ハンガリー、韓国、南アフリカ、ドイツでもパイロット・プロジェクトを展開している。
- (4) Form 990は内国歳入庁に提出する申告書であり、NPOの会計基準はFASB（財務会計基準審議会）が別途定めている。そのため、アメリカのNPOは、FASB基準に従ってアニュアル・レポート用に作成した財務諸表を、Form 990の形式に組み替えて内国歳入庁に提出している。その結果、アニュアル・レポートとForm 990に記載される財務データに差異を生じるケースがあるが、財務分析等においては、比較可能な情報を容易に入手できるForm 990を用いることが多い（Froelich and Knoepfle [1996]）。
- (5) 経済企画庁 [1999] では、1977年に公表された公益法人会計基準を参考に、予算準拠主義に基づいて財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作成することとしており、「資金収支の部」とストック式の「正味財産増減の部」によって収支計算書が構成されている。そのため、企業会計とは異なり、借入金収入や固定資産取得支出、前期繰越収支差額を収支計算書上の収入や支出に含めて計上するNPO法人も多く、総収入

や総支出を見ても、経営実態を適切に把握できない場合がある。なお、公益法人会計基準については、1985年に「正味財産増減計算の部」を取支計算書から独立させて、ストック式又はフロー式の正味財産増減計算書を選択適用するように改正が行われた。さらに2006年の改正では、従来の資金収支計算を中心とする体系を見直して、収支計算書に換えてフロー式の正味財産増減計算書が導入されている。ただし、現行のNPO法人会計は1977年会計基準を参考としているため、本文中で「旧公益法人会計基準」と表記する場合は、1977年会計基準のことを指している。

- (6) 原則として、2003年1月1日から12月31日までに開始する事業年度を対象としており、分析対象となる12,509団体以外に、事業報告書等を提出していない団体が1,525件あった（未提出率10.9%）。所轄庁への期限内（期末後3ヶ月以内）提出率は6～7割程度であるが、本データベースでは、資料収集時点（2005年4月頃）までに提出されたものをすべて集計対象としているため、未提出率が低くなっている。
- (7) 経済産業研究所Websiteによるアンケート調査では、平均収入額は2,280万円、収入額が500万円未満の団体は47.0%（うち100万円未満19.5%）、3,000万円以上の団体は18.5%であり、大規模団体に集計結果が偏っている傾向が認められる。
- (8) FASB [1993]によれば、反対給付のない無条件の移転については、現金以外の財貨やサービスであっても公正価値によって寄付金収入を認識するのに対して、反対給付を必要とする資源提供については、交換取引であって寄付ではないとしている。
- (9) 内閣府 [2006]によれば、61%の団体が現金主義を採用しており、愛知県県民生活部 [2007b]によれば、有効回答があった団体の26%が単式簿記を採用していた。
- (10) 貸借対照表の正味財産合計が、収支計算書の当期正味財産増加額に前期繰越正味財産を加算した額と一致しているかどうか調査している。ただし、当期正味財産増加額の記載がない団体については、当期収支差額又は経常収支差額を当期正味財産増加額とみなして検討を行っている。
- (11) 国民生活審議会総合企画部会 [2007]においても、「近年、非営利法人会計において企業会計の手法が導入されている状況を踏まえ、財産目録や収支計算書など、現行の計算書類体系を見直すことも考えられる」とされている。なお、公益法人会計基準については、公益法人制度改革関連三法及びそれに基づく公益認定制度に対応するため、2006年会計基準をベースにしつつも、その改訂ではなく新たな会計基準として内閣府公益認定等委員会が策定を進めているが（2008年4月1日現在）、NPO法人については公益法人制度改革の枠外に置かれており、今後、どのような会計基準が検討さ

れるのか不透明な状況である。

- (12) アメリカでは、州法によって総収入が25,000ドルを超える場合には、公認会計士の監査報告書か外部監査を受けていない旨を証する担当理事の書面を添付するという規定がある（雨宮他 [2000]、140頁）。また、イギリスでは、チャリティ法によって収入又は支出のいずれかが10,000ポンドを超える場合には、財政規模に応じて勅許会計士による監査又は第三者による独立検査を受ける必要がある（城多 [2003b]）。
- (13) 山形県（特長井まちづくりNPOセンター）、愛知県（特ボランティアネイバーズ）、三重県（生活部NPO室）については、各地の中間支援組織及び行政の協力により、引き続きデータを更新していく予定である。

### [参考文献・Website]

- 愛知県県民生活部 [2007a] 「行政からNPOへの委託事業の積算に関する提言」、NPOと行政の協働に関する実務者会議。
- 愛知県県民生活部 [2007b] 『NPO法人の財政状態及び会計処理の現状について』、(特)ボランティアネイバーズ。
- 雨宮孝子・石村耕治・中村昌美・藤田祥子 [2000] 『全訳カリフォルニア非営利公益法人法』、信山社。
- FASB [1993], *Statement of Financial Accounting Standards No.116: Accounting For Contributions Received and Contributions Made*. (黒川保美・鷹野宏行・船越洋之・森本晴生訳 [2001] 『FASB NPO会計基準』、中央経済社)
- Froelich, Karen A. and Knoepfle, Terry W. [1996], Internal revenue service 990 data : Fact or fiction?, *Nonprofit and Voluntary Sector Quarterly*, Vol.25, No.1, pp.40-52.
- Goddeeris, John H. and Weisbrod, Burton A. [1999], Why not for-profit? : Conversions and public policy, in Boris, Elizabeth T. and Steuerle, Eugene C., eds., *Nonprofits and Government : Collaboration and Conflict*, Urban Institute, chap.7. (上野真城子・山内直人訳 [2007] 『NPOと政府』、ミネルヴァ書房)
- 経済企画庁 [1999] 「特定非営利活動法人の会計の手引き」、国民生活局。
- 経済産業研究所 「NPO法人の実態調査—2004年NPO法人アンケート調査結果報告」 (<http://www.rieti.go.jp/jp/projects/npo>) 2007/6/2。
- 国民生活審議会総合企画部会 [2007] 「特定非営利活動法人制度の見直しに向けて」。
- 公益法人協会 [2007] 「ガイドスター来日セミナー NPOの情報公開の意義と今後の課

題「日本での情報提供機関の可能性を探る」、『公益法人』、公益法人協会、Vol.36、No.1、5-17頁。

内閣府 [2006] 「平成17年度市民活動基本調査報告書」、国民生活局。

内閣府 「NPOポータルサイト」 (<http://www.npo-homepage.go.jp>) 2007/6/2。

成道秀雄 [2005] 「認定NPO法人の認定要件の検討」、『非営利法人研究学会誌』、Vol.7、69-82頁。

日本NPOセンター 「NPO広場」 (<http://www.npo-hiroba.or.jp>) 2007/6/2。

NPO法人財務データベース作成委員会 「NPO法人財務データベース検索サイト」 (<http://npodb.osipp.osaka-u.ac.jp>) 2007/6/2。

NPOサポートセンター 「NPORT」 (<http://www.nport.org>) 2007/6/2。

Philanthropic Research, Inc., *GuideStar* [ガイドスター] (<http://www.guidestar.org>) 2007/6/2。

城多 努 [2003a] 「英国チャリティ会計(1) —ディスクロージャー—」、『公益法人』、公益法人協会、Vol.32、No.11、2-8頁。

城多 努 [2003b] 「英国チャリティ会計(2) —監査と独立検査—」、『公益法人』、公益法人協会、Vol.32、No.12、17-24頁。

(論稿提出：平成19年10月3日 加筆修正：平成20年4月7日)